

お知らせ

会員各位殿

公益社団法人日本産科婦人科学会生殖・内分泌委員会
委員長 大須賀 穰
生殖医療リスクマネジメント事業委員会
委員長 苛原 稔

生殖医療の現場において、患者固有の内容に基づいて診断や治療に関する説明（例えば、精子、卵子、胚の状態の説明やそれに基づく治療方針の説明等）を行うことは医療行為の一環であり、医師以外が行うことは医療法上認められない行為と考えられます。

会員におかれましてはこのことに留意され、患者固有の内容に基づいて診断や治療に関する説明を患者に行う場合は、医師が行うよう注意を喚起します。

2017年12月9日